

指定障害者支援施設 運営規程

【第2しょうせい苑】

(平成23年規程第2号)

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人松星苑の設置経営する第2しょうせい苑（以下「施設」という。）が行う指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、利用者に対し、適正な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(施設の運営方針)

第2条 施設は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて施設障害福祉サービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設障害福祉サービスを行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 第2しょうせい苑

(2) 所在地 山口県下松市生野屋南一丁目12番1号

(提供する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設が提供する施設障害福祉サービスは、次のとおりとする。

(1) 施設入所支援

(2) 生活介護

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数、及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1名

施設長は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている施設障害福祉サービスの実施に関し、従業者にその基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) サービス管理責任者 2名

サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成業務のほか、施設の利用申込に係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) 看護師 2名

看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。

(4) 生活支援員 38名

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(5) 栄養士 1名

栄養士は、食事摂取基準に沿い、利用者の身体状況等に応じた給食を提供するための、栄養管理に関することに従事する。

(6) その他の職員

(1)～(5)に掲げる職員のほか、調理員、介助員、事務員等の施設の適正な維持運営に必要な職員を置く。

(昼間実施サービスの営業日及び営業時間)

第6条 昼間実施サービス（生活介護）の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 平日の月曜日から金曜日および一部の土曜日とする。ただし、12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後4時15分までとする。

(施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員)

第7条 施設における施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は、次のとおりとする。

(1) 施設入所支援 定員 50名

(2) 生活介護 定員 68名

(提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容)

第8条 施設障害福祉サービスの種類の内容は、次のとおりとする。

(1) 施設入所支援

入所者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を行う。

(2) 生活介護

常時介護を要する者に対し、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

(提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象とする障害の種類)

第9条 施設障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

(1) 施設入所支援 知的障害者

(2) 生活介護 知的障害者

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 施設は、支給決定障害者から利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その

他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、施設障害福祉サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第11条 施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの内容、契約支給量その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとする。

2 施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町に対し遅滞なく報告するものとする。

3 施設は、受給者証記載事項に変更があった場合には、市町に報告するものとする。

(提供拒否の禁止)

第12条 施設は、正当な理由なく施設障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(連絡調整に対する協力)

第13条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

(昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域)

第14条 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、下松市、周南市の区域とする。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 施設は、生活介護に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なこれらのサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

2 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第16条 施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第17条 施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行うものとする。

(利用者の心身状況等の把握)

第18条 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族および市町等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(居住地変更が見込まれる者への対応)

第19条 施設は、利用者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該利用者の居住地の市町に連絡するものとする。

(サービスの提供の記録)

第20条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録するものとする。

2 施設は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額)

第21条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

(施設が支給決定障害者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額)

第22条 施設は、前条により支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 施設入所支援に係る費用

ア 食事の提供に要する費用 朝食280円(原材料費180円)

昼食620円(原材料費320円)

夕食482円(原材料費320円)

イ 光熱水費 378円

ウ 特別な居室の使用料 無料

エ 被服費 実費

オ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 生活介護に係る費用

ア 食事の提供に要する費用(昼食) 650円

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(利用者負担額等に係る管理)

第23条 施設は、支給決定障害者が同一の月に他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から利用者負担額合計額（当該指定障害福祉サービスについて法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計をいう。以下同じ。）を算定するものとする。この場合において、施設は、当該利用者負担額合計額について、市町に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した従業者に通知するものとする。

(介護給付費の額に係る通知等)

第24条 施設は、法定代理受領により市町から施設障害福祉サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、その額を通知するものとする。

2 施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対し交付するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第25条 施設は、施設障害福祉サービスを提供する際は、利用者に対し、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

(1) 利用者が外出する場合は、事前に施設に届け出るものとする。

(2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(3) 前(1)および(2)の他の利用上の留意点については、利用契約書および重要事項説明書等による。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第26条 サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を行うことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をし、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成等を行うものとする。

(相談等)

第27条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

2 施設は、利用者が、当施設以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等に必要な支援を実施するものとする。

(介護)

第28条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、介護を行うに当たっては、常時1人以上の従業者を介護に従事させるものとする。

3 施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(創作的活動)

第29条 施設は、生活介護における創作的活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、創作的活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

(創作的活動の収入)

第30条 施設は、生活介護における創作的活動による収入から活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃および教養娯楽費等に充当するものとする。

(食事)

第31条 施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うものとする。

2 施設は、食事の提供に当たっては、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第32条 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(健康管理)

第33条 施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。

2 施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行うものとする。

(非常災害対策)

第34条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対

する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第35条 従業員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第36条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

(利用者に関する市町への通知)

第37条 施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第38条 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置)

第39条 施設は、虐待防止に関する責任者の設置、従業員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第40条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 施設は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第41条 施設は、利用者の使用する設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(協力医療機関等)

第42条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関および協力歯科医療機関を定める。

協力医療機関名 周南記念病院・黒川病院

協力歯科医療機関名 原田歯科医院

(秘密保持等)

第43条 施設の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とするものとする。

3 施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第44条 施設は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第45条 施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等苦情解決に関する体制を整備するとともに、これを掲示する等により利用者等への周知の徹底を図るものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

3 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第46条 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置等について、県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録するものとする。

3 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第47条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第20条に規定するサービス提供の記録

(2) 第26条の施設障害福祉サービス計画

(3) 第37条に規定する市町への通知に係る記録

(4) 第38条に規定する身体拘束等に係る記録

(5) 第45条に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第46条に規定する事故に際して採った処置についての記録

附 則

1. この規定は、平成23年10月 1日から施行する。

2. 知的障害者更生施設第2しょうせい苑運営規程（平成15年規程第3号）は廃止する。

3. この規程は、平成25年12月18日から施行し、平成25年 7月16日から適用する。ただし、第7条の利用定員の変更については平成26年 4月 1日から適用する。

4. この規程は、平成27年3月25日から施行し、平成27年 4月 1日から適用する。

5. この規程は、平成27年10月 7日から施行し、平成27年11月 1日から適用する。